

## 参 考 資 料

資料 1 食育基本法 前文	.....	P1
資料 2 食育基本法の概要	.....	P2
資料 3 宝塚市食育推進会議条例	.....	P3
資料 4 たからづか食育推進計画（第2次）策定検討会 設置要綱	.....	P4
資料 5 宝塚市食育推進会議 1 開催状況	.....	P6
2 宝塚市食育推進会議委員名簿	.....	P7
資料 6 計画の策定体制	.....	P8



## 資料 1 食育基本法 前文

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 資料2 食育基本法の概要

#### 1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

#### 2 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関する講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

#### 3 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
  - ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
  - ② 食育の推進の目標に関する事項
  - ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
  - ④ その他必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

#### 4 基本的施策

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

#### 5 食育推進会議

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

## 資料3 宝塚市食育推進会議条例

### (設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、宝塚市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宝塚市食育推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項及び食育の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 5人
- (2) 食育の推進に関する団体の代表者 10人以内
- (3) 公募による市民 3人
- (4) 関係行政機関の職員 1人

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (意見又は説明の聴取)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮り、これを定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

#### (招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 資料4 たからづか食育推進計画（第2次）策定検討会設置要綱

### （設置）

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画であるたからづか食育推進計画（第2次）（以下「第2次計画」という。）を策定するため、たからづか食育推進計画（第2次）策定検討会（以下「策定検討会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 策定検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) たからづか食育推進計画の評価に関すること。
- (2) 第2次計画の策定に関すること。
- (3) その他たからづか食育推進計画及び第2次計画に関すること。

### （組織）

第3条 策定検討会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 座長は、健康福祉部健康推進室長をもって充てる。
- 3 座長は、策定検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 座長は、座長に事故があるとき、その職務を代行するため、委員の中から座長代理を指名することができる。

### （会議）

第4条 会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 3 策定検討会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### （作業部会及び調整事務局）

第5条 座長が指定した事項を検討するため、策定検討会に作業部会を置くとともに、作業部会を調整するため、調整事務局を置く。

- 2 作業部会及び調整事務局は、別表2及び別表3に掲げる者で構成する。

### （設置期間）

第6条 策定検討会は、第2次計画の策定の終了をもって解散するものとする。

### （庶務）

第7条 策定検討会の庶務は、健康福祉部健康推進課で行う。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

所 属	委 員
環境部	環境室長 環境政策課長
子ども未来部	子ども育成室長 子ども家庭支援センター所長 保育企画課長
産業文化部	産業振興室長 商工勤労課長 農政課長 消費生活センター所長
教育委員会 管理部	管理室長 学事課長
学校教育部	学校教育室長 学校教育課長
社会教育部	生涯学習室長 社会教育課長
健康福祉部	健康推進室長 健康推進課長

別表2（第5条関係）

環境政策課、子ども家庭支援センター、保育企画課、  
商工勤労課、農政課、消費生活センター、学事課、  
社会教育課、健康推進課の担当職員

別表3（第5条関係）

環境政策課長、子ども家庭支援センター所長、農政課長、  
消費生活センター所長、学校教育課長、健康推進課長

## 資料5 宝塚市食育推進会議

### 1 開催状況

	開 催 日	内 容
第1回	平成27年 7月 8日(水)	第2次たからづか食育推進計画素案について
第2回	平成27年 8月 6日(木)	第2次たからづか食育推進計画素案について
第3回	平成27年 10月 14日(水)	第2次たからづか食育推進計画素案について
第4回	平成27年 11月 18日(水)	第2次たからづか食育推進計画素案について
パブリック・コメント 平成27年(2015年)12月11日(金)～平成28年(2016年)1月12日(火)		
第5回	平成28年 2月 10日(水)	第2次たからづか食育推進計画素案について

## 2 宝塚市食育推進会議委員名簿

(敬称略・順不同)

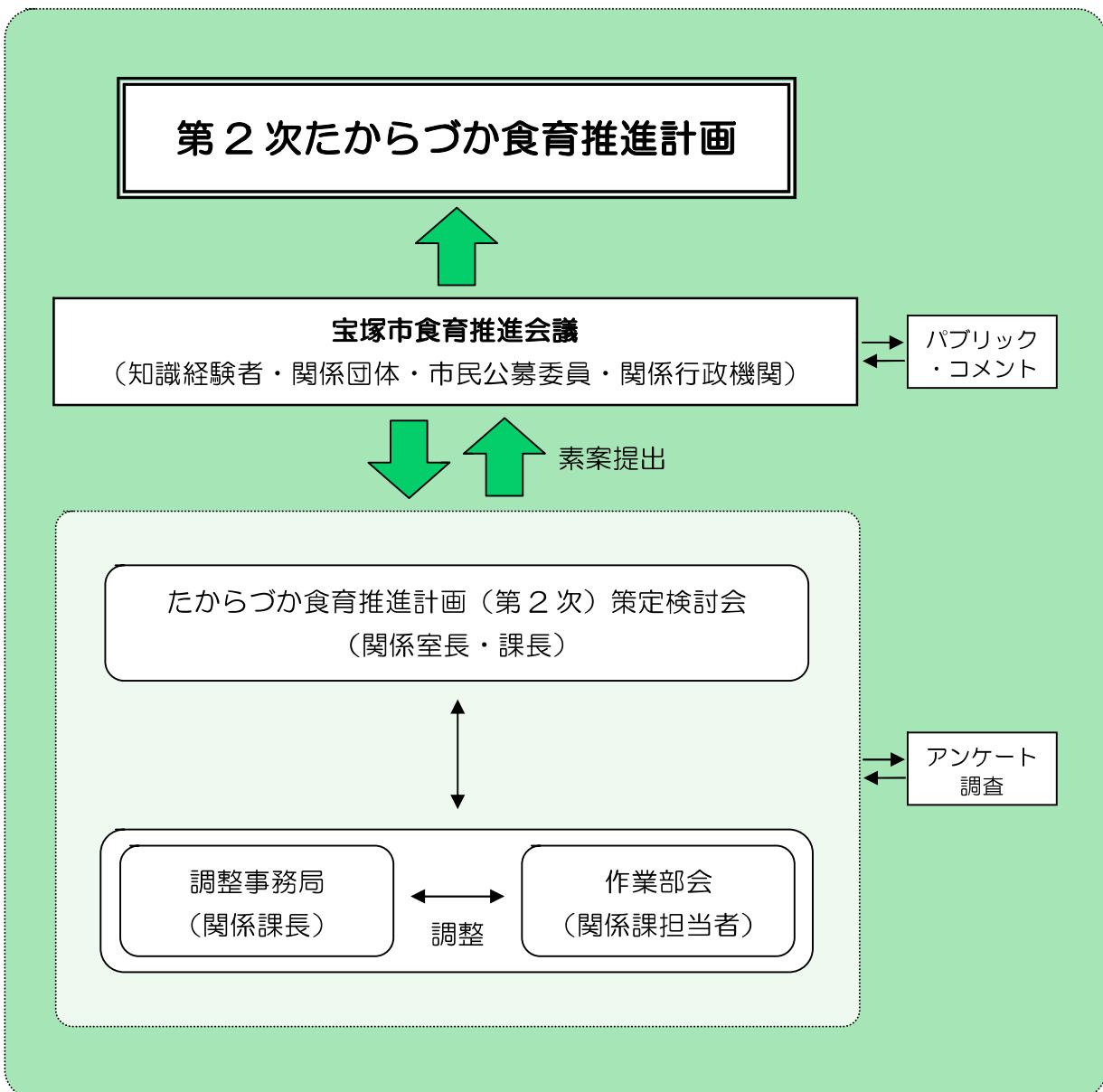
氏 名	団 体 名 等
◎ 保 田 茂	神戸大学名誉教授
山 下 陽 子	神戸大学大学院農学研究科特命助教
後 藤 充 康	一般社団法人宝塚市医師会
○ 藤 田 貴 彦	一般社団法人宝塚市歯科医師会
河 内 清 美	宝塚栄養士会
岡 本 孝 博	宝塚食品衛生協会
北 山 孝 子	宝塚いづみ会
西 田 均	宝塚市自治会連合会
田 中 浩太郎	生活協同組合 コープこうべ(宝塚商工会議所)
藤 永 実枝子	特定非営利活動法人消費者協会宝塚
多 田 安 宏	兵庫六甲農業協同組合
中 川 晃	宝塚市農会連合会
山 本 智 子	宝塚エコネット
福 永 正 夫	農産物加工グループ にしたに村
伊 藤 裕 美	甲子園大学栄養学部准教授
深 田 勝 通	公募委員
古 塚 博 子	公募委員
栗 本 佳 栄	公募委員
梅 木 美 鈴	兵庫県宝塚健康福祉事務所

◎印：会長

○印：会長代理

## 資料6 計画の策定体制

第2次たからづか食育推進計画は、市の関係課で組織する作業部会及びたからづか食育推進計画（第2次）策定検討会で作成した素案をもとに、知識経験者や関係団体の代表などからなる、宝塚市食育推進会議により、具体的な審議をいただき作成しました。





## **第2次たからづか食育推進計画**

発行日：平成28年（2016年）3月

発 行：宝塚市

編 集：健康推進課

〒665-0827

宝塚市小浜4丁目4番1号

TEL 0797-86-0056（代表）

